

消費税及び地方消費税に関する届出について

令和 年度東京都商店街キャッシュレス導入モデル事業費補助金について、下記のとおり消費税及び地方消費税の取扱いについて届け出る。

記

- 1 免税事業者
  - 2 課税事業者であり、簡易課税制度を選択
  - 3 課税事業者（任意団体）であり、簡易課税制度を選択せず、特定収入割合が5%を超える（若しくは超える見込み）
  - 4 上記2及び3以外の課税事業者
    - (1) 「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額」は明らかであり、当該仕入控除税額を除外して実績報告書を提出する。
    - (2) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額」が明らかでなく、当該仕入控除税額相当額を除外せずに、実績報告書を提出する。  
なお、消費税等の確定申告により、当該仕入控除税額が確定した後、速やかに報告を行う。
- ※ 1～4のいずれか該当するものを○で囲む。  
※ 4に該当する場合は、(1)又は(2)のいずれか該当するものを○で囲む。